

## 令和8年度寒河江市創業支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、商業等の振興及び活性化を図るため、寒河江市内で開業等する者の貸借及び改装並びに広告宣伝に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗 寒河江市内において、商業等の事業活動を継続することが断念され、店舗、事務所等の営業用の建物の全部又は一部が事業活動の場として使われていない物件をいう。ただし、次に掲げる物件を除く。

ア 寒河江市中心市街地活性化センターの物件

イ 延床面積が500平方メートル以上の物件

(2) 空き家 寒河江市内において、事業、貸付け及び居住（過去に居住の実態があったものに限る。）を目的とした使用がされていない建築物（店舗兼用住宅を含む。）をいう。

(3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。

(4) 大企業者 中小企業者以外の法人をいう。

### (補助対象者及び補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に定める事業を営む者で、次の各号に掲げる事業に応じて当該各号に掲げ

るものとする。

- (1) 空き店舗活用事業 購入し、又は貸借する空き店舗に本店、支店等を開設し（以下「開業等」という。）、その事業計画等を寒河江市商工会の経営指導員が確認し、かつ、当該本店等で1年以上継続して営業することが見込まれる個人事業主、中小企業者及び大企業者（大企業者は対象区域（寒河江市中央、本町、丸内、幸町、南町、元町、若葉町）で開業等する者に限る。）
  - (2) 空き家活用事業 購入し、又は貸借する空き家に開業等し、その事業計画等を寒河江市商工会の経営指導員が確認し、かつ、当該本店等で1年以上継続して営業することが見込まれる個人事業主及び中小企業者
  - (3) 新規出店事業 貸借する新規で整備した店舗、事務所等で開業し、その事業計画等を寒河江市商工会の経営支援員が確認し、かつ、当該本店等で1年以上継続して営業することが見込まれる個人事業主及び中小企業者で開業等する者に限る。）
  - (4) 広告宣伝事業 令和5年4月1日以後に寒河江市内で開業等した個人事業主及び中小企業者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 単に市内における事業所の移動と認められる者
  - (2) フランチャイズ（親業者が加盟店に対し、商号又は商標の使用とともに与える一定地域内での独占的販売権をいう。）により開業等する者
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（市長が適当と認めるものを除く。）又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
  - (4) 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している者

- (5) 補助金の交付を受けようとする者（法人にあっては代表者をいう。以下「申請者」という。）で、空き店舗の所有者（法人にあっては代表者をいう。）と同一人又は親族（配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族をいう。）若しくは雇用関係にある者
- (6) 市税等の滞納がある者（市に納税相談をしている者を除く。）
- (7) 過去に本補助金の交付を受けた者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、開業等に係る別表第2に定める経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援又はローカルビジネス大学寒河江校の支援を受けている補助対象者は、3分の2）を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）以内の額とし、第3条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する事業にあっては60万円、同項第4号に規定する事業にあっては15万円をそれぞれ上限とする。この場合において、補助対象者が補助金の交付を受けられる回数は、同項各号の事業のいずれか1回限りとする。

2 前項の補助金の額の算出に当たって、補助対象者が実施する補助事業について、国、県、公共団体、業界団体その他これらに準じる団体から補助金等の交付を受けた場合又は交付の決定を受けている場合は、その補助金等の額を補助対象経費から控除して算出するものとする。

（補助金等交付申請書）

第6条 申請者は、規則第5条の規定にかかわらず、令和8年度寒河江市創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月26日まで提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 会社等概要書（様式第4号）
- (4) 同意書・誓約書（様式第5号）
- (5) 空き店舗活用事業、空き家活用事業又は新規出店事業の場合は、空き店舗又は空き家に関する賃貸借又は売買を証する書類
- (6) 改装費又は広告宣伝費を支出する場合は、見積書の写し
- (7) 個人事業主の場合は、住民票、運転免許証その他住所を確認できるものの写し
- (8) 法人の場合は、履歴事項全部証明書又はこれに準ずるもの
- (9) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (10) 認定特定創業支援等事業による支援を受けている場合は、当該証明書の写し
- (11) ローカルビジネス大学寒河江校の支援を受けている場合は、当該証明書の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助事業の変更、中止及び廃止の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助事業の実施主体の変更
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える増減

- (4) 補助金の額が増減する変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更等について市長の承認を受けようとするときは、令和8年度寒河江市創業支援事業補助金変更(中止、廃止)承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
    - (1) 事業計画書(様式第2号。変更の場合に限る。)
    - (2) 収支予算書(様式第3号。変更の場合に限る。)
    - (3) その他事業の変更、中止又は廃止を説明するための書類
  - 3 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合は、その内容を審査の上、補助事業の変更、中止又は廃止を承認し、補助金の額を変更するときは、規則第8条の規定にかかわらず、令和8年度寒河江市創業支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。
  - 4 市長は、前項の規定により補助事業の変更、中止又は廃止の承認をするときは、必要な条件を付すことができる。

(補助事業実績報告書)

第8条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 改装費を支出した場合は、施工前及び施工後の記録写真
- (5) 広告宣伝費を支出した場合は、広告宣伝物(チラシ等の写し)等成果を確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(帳簿等の保管)

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの）による。

小売業	産業分類大分類I（卸売業、小売業） 中分類56（各種商品小売業）、中分類57（織物、衣服、身の回り品小売業）、中分類58（飲食料品小売業）、中分類59（機械器具小売業）、中分類60（その他の小売業）に属するもの
飲食業	産業分類大分類M（宿泊業、飲食サービス業） 中分類76（飲食店。ただし、小分類766バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）、中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）に属するもの
医療・福祉	産業分類大分類P（医療・福祉） 中分類83（医療業）、中分類84（保健衛生）、中分類85（社会保険・社会福祉・介護事業）に属するもの
教育・学習支援事業	産業分類大分類O（教育、学習支援業） 中分類81（学校教育）、中分類82（その他の教育、学習支援業）に属するもの
サービス業	産業分類大分類K（不動産業、物品賃貸業） 中分類70（物品賃貸業）、産業分類大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 中分類72（専門サービス業（他に分類されないもの）、中分類73（広告業）、中分類74（技術サービス業（他に分類されないもの）、産業分類大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） 中分類78（洗濯・理容・美容・浴場業）、中分類79（その他の生活関連サービス業）、中分類80（娯楽業）、産業分類大分類R（サービス業（他に分類されないもの）） 中分類91（職業紹介・労働者派遣業）、中分類92（その他の事業サービス業）、中分類95（その他のサービス業）に属するもの
情報サービス業	産業分類大分類G（情報通信業） 中分類39（情報サービス業）、中分類40（インターネット付随サービス業）に属するもの
研究開発事業	産業分類大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 中分類71（学術・開発研究機関）に属するもの

別表第 2 (第 4 条関係)

区 分	補助対象経費	
空き店 舗活用 事業	家賃	令和 8 年 4 月 1 日と賃貸借を開始した日の いずれか遅い日の翌月から令和 9 年 3 月末 日までの空き店舗の賃借料（敷金、礼金等、 家賃以外の経費を除く。）
	改装費	内装工事費、外装工事費、給排水・ガス設備 工事費、サイン工事費、電気工事費、美装工 事費
	登記費用等	法人登記費用、登録免許税
空き家 活用事 業	改装費	内装工事費、外装工事費、給排水・ガス設備 工事費、サイン工事費、電気工事費、美装工 事費
	登記費用等	法人登記費用、登録免許税
新規出 店事業	家賃	令和 8 年 4 月 1 日と賃貸借を開始した日の いずれか遅い日の翌月から令和 9 年 3 月末 日までの店舗、事務所等の賃借料（敷金、礼 金等、家賃以外の経費を除く。）
	登記費用等	法人登記費用、登録免許税
広告宣 伝事業	広告宣伝費	チラシ等作成費、情報誌掲載料、HP 作成費、 SNS 運営管理費

※空き家活用事業の場合は、店舗部分の改装に係る経費に限る。